

ご注意ください!!!

H28年度から、市税に係る証明書の提出書類が、法人市民税の納税証明書から『滞納無証明書』に変更となりました。（法人市民税領収証書も不可とします。）

下記の窓口にて『滞納無証明書』取得し、保護課へ提出してください。

証明の種類	身分証等の提示	手数料	取扱い窓口
滞納無証明	必要	1枚につき 300円	市税事務所市民税課、市税出張所、市民センター

- ・ 滞納無証明は、市税（延滞金も含む）に滞納がないことを証明するものです。年度及び税目の指定はできません。